

15年連続ワーストワン

交通事故は他人事ではありません。
気持ちと時間にゆとりを持って安全運転をしましょう。



11

月

交通安全協会 細江地区支部

令和6年10月末 管内の交通事故件数(概数)

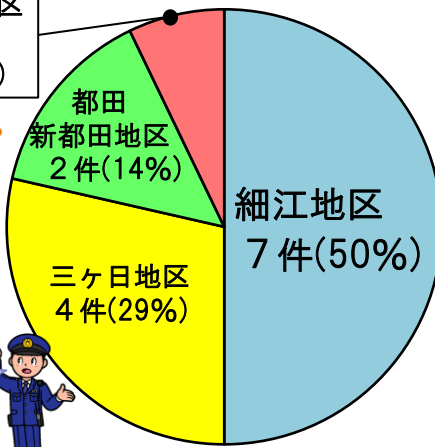
区分	人身事故	死者	傷者	物損事故
管内全体	231	1	288	945 【10月104件】
10月	14	0	19	
高齢者事故	102	0	57	
10月	7	0	2	

事故類型別 (件数) 1~10月				
区分		管内	高齢者事故	
人対車両	対(背)面通行中	5	3	
	横断中	横断歩道	7	5
		その他	5	2
	その他	3		
車両相互	正面衝突	8	3	
	追突	74	28	
	出会い頭	74	35	
	追越等	8	3	
	右左折時	25	13	
	その他	18	8	
	計	231	102	
車両単独	3	1		
踏切	1	1		

※行政区再編に伴い管轄に変動があったため今年分については、前年比を省略

交番別発生件数 (10月分)

引佐地区
1件 (7%)



自転車は乗れば車の仲間!

一時停止場所では必ず止まり安全確認をしよう!

標識がなくても見通しの悪いところでは止まって安全確認をしよう!

令和6年11月1日~ 道路交通法が改正!

自転車のながらスマホ・酒気帯び運転 罰則強化

	現行	11月から
運転中のながらスマホ	3か月以下の懲役または5万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none"> 違反者は6月以下の懲役または10万円以下の罰金 交通の危険を生じさせた場合は1年以下の懲役または30万円以下の罰金
酒気帯び運転およびほう助	罰則なし	<ul style="list-style-type: none"> 違反者は3年以下の懲役または50万円以下の罰金 自転車の提供者は3年以下の懲役または50万円以下の罰金 酒類の提供者・同乗者は2年以下の懲役または30万円以下の罰金

「酒酔い運転」は5年以下の懲役または100万円以下の罰金で現行と変わらず

「運転中のながらスマホ」「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

大切な命を守るために、ルールを守って安全に自転車を利用しましょう。

